

令和 7 年度

入間市自動販売機設置事業者
公募入札実施要領

令和 8 年 1 月

入間市総務部管財課

目 次

1. 趣 旨	2
2. 賃貸借物件	2
3. 日 程	2
4. 応募資格要件	2
5. 自動販売機の設置条件	3
6. 質問書の受付	4
7. 入札参加申込みの受付	4
8. 入札参加事業者の決定	4
9. 入札参加の辞退	4
10. 入札方法等	5
11. 入札保証金及び契約保証金	6
12. 入札の中止	6
13. 契約の締結及び辞退	6
14. 設置事業の都合による契約解除	6

自動販売機設置事業者公募入札実施要領

1. 趣 旨

入間市は、市内の公共施設に設置されている自動販売機に関して、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を公募により選定して契約を締結する「公募入札」形式で実施します。これに基づき、契約の公平性・透明性の確保を図るとともに、自主財源の確保を図ることを目的として、本件の入札を実施します。

2. 賃貸借物件

本件では、令和8年度からの設置として、3台の自動販売機の設置に関する入札を実施します。物件ごとにそれぞれ、設置場所、要件等が異なりますので、本実施要領の他、物件一覧及び物件調書をよく読み、現地の状況をご確認頂き内容を熟知したうえで参加してください。

3. 日 程

1) 実施要領の配布	令和7年12月 1日（月）から	1月16日（金）まで
2) 質問書の受付	令和7年12月15日（月）から	12月19日（金）まで
3) 入札参加申込み受付	令和8年 1月13日（火）から	1月16日（金）まで
4) 入札及び開札	令和8年 1月30日（金）	
5) 契約の締結期限	令和8年 2月 5日（木）	
6) 自動販売機の設置	令和8年 4月 1日（水）	

4. 応募資格要件

1) 次のすべての要件を満たす法人または個人に限り入札に参加することができます。

- ① 法人の場合は入間市内に本店を有し、個人にあつては入間市に住所を有し事業を営んでいること。
- ② 自動販売機の設置業務（自ら管理、運営するものに限る）について、3年以上の実績を有していること。
- ③ 入札公告の日から落札決定までの間、入間市から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225条）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- ⑥ 県税及び市税の滞納がないこと。

2) 前項にかかわらず、次に該当する者は入札に参加することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員。
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員。
- ④ 前年度及び当該年度に、自己の都合により入間市との自動販売機設置に係る市有財産賃貸借契約を解除した者。
- ⑤ 前年度又は当該年度に、入間市が実施した自動販売機設置事業者公募入札において、落札したにも関わらず正当な理由なく辞退したもの。

5. 自動販売機の設置条件

1) 貸付方法等

自動販売機の設置に関する貸付形態は、地方自治法238条の4第2項第4号の規定に基づく、賃貸借とします。

貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。ただし、賃貸借物件の移転・改修工事等がある場合及び法令等の改正がある場合は、賃貸借期間を短縮できるものとします。

2) 貸付料

入札によって決定した額を貸付料とします。貸付料の納入については、本市が通知する納入通知書により、本市の指定する期限までに納入するものとします。

3) その他必要経費

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については施設管理者の指示に従っていただきます。
- ② 電気使用料については、設置事業者の負担により設置した子メーターの指示値により測定した使用量に電気料金単価を乗じて算定した額を本市の指定する期限までに納付するものとします。

4) 設置機器の仕様及び付加条件

自動販売機の機器については、別紙、物件調書及び次に掲げる条件を満たしたものとします。

- ① 省電力、ノンフロン対応やセンサー等の設置による照明の自動点灯・減光など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- ② 日本工業規格の据付基準、又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止措置を行うこと。
- ③ 販売価格については、標準価格（定価）を上回る価格で販売しないこと。
- ④ 清涼飲料水（ペットボトル）の自動販売機については、市内に大規模な災害が発生した場合の緊急対応のため、自動販売機内在庫品の無償提供に協力するものとする。

5) 設置および利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転借してはならない。
- ② 事前に設置場所を確認し、販売品の搬入、廃棄物の搬出に関する時間および経路を設置場所の施設管理者と協議すること。
- ③ 自動販売機の寸法、色、広告、災害対応については、各物件の指定を遵守し、販売品目については、アルコール類の販売は認めないこととし、施設管理者と調整すること。特に、同一施設内の複数台を落札した場合は、商品が偏らないよう配慮すること。

6) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、出来る限り、設置場所の施設管理者には迷惑が掛らないよう努め、トラブル時の対処方法について施設管理者と協議すること。

7) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を入間市に請求することができません。

6. 質問書の受付

1) 受付期間

令和7年12月15日（月）から 12月19日（金）
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分

2) 提出方法

質問書（様式3）により、電子メール又はファクシミリにて提出してください。ただし、軽易なものは口頭でも可とします。

3) 質問者への回答

質問者に対し電子メール又はファクシミリにて個別に回答すると共に入間市公式ホームページに公開します。ただし、軽易なものは口頭で行います。

7. 入札参加申込みの受付

1) 申込み方法

申込み受付期間 令和8年1月13日（火）から 1月16日（金）
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分
提出先 入間市役所 総務部 管財課 財産・庁舎・自動車担当（市役所B棟2階）
※郵送・ファクシミリ・電子メール等による受付は行いません。
必ず上記提出先に持参して提出してください。

2) 提出書類

① 入札参加申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

法人の場合 登録事項証明書（履歴事項全部証明書）

個人の場合 住民票の写し

④ 県税及び市税の滞納がないことの証明書

※「滞納がないことの証明書」が発行不可の場合、県税事務所が発行する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもので、それぞれ直近の1事業年分のもの。）

法人の場合 法人事業税、法人県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税など

個人の場合 個人事業税、市民税、固定資産税、軽自動車税など

⑤ 入札公告の日から過去3か年以内に、自ら管理、運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書または契約書の写し

⑥ 設置する自動販売機のカタログ

8. 入札参加事業者の決定

1) 提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を入札参加事業者とします。

2) 審査の結果について、「公募入札参加資格審査結果通知書」を令和8年1月21日（水）に発送します。（入札に際し、本通知書を持参してください。）

9. 入札参加の辞退について

入札参加申込書提出後、都合により入札参加を辞退される場合は、入札参加辞退届（様式4）を提出してください。なお、入札参加を辞退された場合も既に提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

10. 入札方法等

1) 入札日時

令和8年1月30日（金）

受付 午前10時10分から午前10時30分まで

執行 午前10時30分

2) 入札場所

入間市役所 B棟5階 第2委員会室

3) 入札金額

- ① 入札は所定の入札書（様式5）を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、入札者の住所及び商号（氏名）、法人にあっては所在地、名称を封筒に表記してください。
- ② 入札書に記入する金額は、年額賃料としてください。屋内物件は原則として年額賃料に消費税がかかります。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。
- ③ 入札書にはボールペンまたは万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印の上、入札箱に投函してください。
- ④ 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。
- ⑤ 前各項に違反する入札、及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ア 所定の日時までには所定の場所に到達しない入札。
 - イ 入札に際し、連合等による不正行為があった入札。
 - ウ 同一事項の入札に対し、二以上の意思表示をした入札。
 - エ 入札書の入札金額、商号（氏名）、法人にあっては名称及び代表者名の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの。
 - オ 入札書のアmountの表示を訂正したもの。
 - カ 入札書のアmountが最低入札価格に達しないもの。
 - キ 虚偽の記入を行った者の入札。
 - ク 担当職員の指示に従わなかった者の入札。

4) 入札者が1社（者）の場合も入札を実施します。

5) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状（様式6）を提出してください。なお、身分を証明できるものをご持参ください。

6) 落札者の決定

- ① 入札書を公開の場で開札し、入札対象物件番号毎に、最低入札価格以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。
- ② 落札決定後に、落札者の都合による契約辞退があった場合は、最低入札価格以上の額で、当該落札者の次に高額の入札を行った者を新しい落札者とします。
- ③ 落札決定にあたっては、屋内物件は入札書に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札額とします。
- ④ 入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。入札参加者以外は入札会場への入室はできません。1社（者）複数名で来られても、会場に入室できるのは1名です。

7) 入札結果として、落札者名、落札金額及び入札参加者数を入間市公式ホームページで公表します。

1 1. 入札保証金及び契約保証金
免 除

1 2. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、または災害その他やむを得ない理由があるときは入札を中止、または入札期日を延期することがあります。

1 3. 契約の締結及び辞退

- 1) 自動販売機を設置する落札者は、別紙契約書により、契約を締結するものとします。また、契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- 2) 落札者の都合で契約を辞退したときは、辞退した当該年度その他、前記賃貸借期間の初年度及びその次の年度に実施する自動販売機の公募入札には、参加できません。

1 4. 設置事業者の都合による契約解除

設置事業者の都合により契約の解除をする場合は、解除する1か月以上前に契約解除申出書（任意様式）に理由を付して提出してください。また、このことにより次の事項を課すこととします。

- 1) 当該年度中に支払済みの貸付料は返却しません。
- 2) 契約を解除した当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機の公募入札には、参加できません。

問い合わせ先

入間市役所 総務部 管財課 財産・庁舎・自動車担当

電 話 04 (2964) 1111 内線2252・2254

F A X 04 (2964) 1014

E-mail irl43000@city.iruma.lg.jp